

## TTC スペクトル管理 SWG 寄書

日付：2005年11月11日

提出元：(株)アッカネットワークス

題名：FTTR利用×DSLと局設置ADSLのスペクトル管理について

## まえがき

本寄書は、FTTR利用の×DSLが局設置ADSLに与える干渉を評価する方法（スペクトル管理）に関する前提条件を提案するものである。

## A．スペクトル管理対象ケースと干渉モデル

ア) スペクトル管理の対象としない（スペクトル管理上、干渉なしとみなす）ケース（付図参照）

◇ 干渉側システムと被干渉側システムがそれぞれ別のケーブル、SDワイア又は別のユニットに収容される場合

◇ 干渉側システムが、屋外線或いはSDワイアを専用する場合

イ) スペクトル管理の対象とするケースの干渉モデル

検討優先順位 1 干渉側システムと被干渉側システムが同一カッドに収容されないモデル（被干渉側システムは隣接回線4回線）

検討優先順位 2 干渉側システムと被干渉側システムが同一カッドに収容されるモデル（被干渉側システムは同一カッド1回線、隣接回線4回線）

検討優先順位 3 干渉側システムと被干渉側システムが一本の屋外線（複数対）或いはSDワイアを共用する場合  
（注）漏話特性などワイアの線路特性データが必要。

## B．干渉側システム

検討優先順位 1 VDSL

検討優先順位 2 ADSL

## C．被干渉側システム

検討優先順位 1 クラスA, A' システム

検討優先順位 2 クワッドスペクトルADSL

D . 干渉の許容範囲の判定方法と基準

D - 1 ) 1 . 1 MHz 以下の信号帯域

適合性計算による。

計算モデルは、SMS-27-04 の図 2 による。

判定基準は、JJ100.01 表 6 . 2 による。

D - 2 ) 1 . 1 MHz を越える信号帯域

( 案 1 ) バンドプラン、総送信電力、送信電力スペクトル密度により規定する。

バンドプラン： JJ-100.01 G.1.節の規定に従うこと。

総送信電力： JJ-100.01 G.2.1.節の規定に従うこと。

送信電力スペクトル密度

上り PSD： JJ-100.01 図 G.2 の PSD 以下であること。

下り PSD： JJ-100.01 図 G.3 の PSD から ADSL 回線の局から伝送損失を減じた電力以下であること。

ADSL 回線の伝送損失は、SMS-27-04 の図 2 における距離“ L M” に相当する 0 . 4 mmPE 絶縁ケーブルの各周波数における損失とする。

( 案 2 ) 適合性計算による。

判定基準は、1 . 1 MHz 以下の信号帯域の場合に準じ計算により求める。